行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
教育店興室保健体育課	行政財産の使用許可について、使用料を徴収していないものがあった。 施設名:大阪府立門真スポーツセンター					検出事項について、速やかに是正措 過年度収入として、設置者から 置を講じるとともに、法令等に基づき、 使用料の徴収を行った。 また、会計事務を担当する職員 を対象とした課内研修を実施し、	
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	使用料の徴収漏れがな 【行政財産使用料条例】 知徹底を図った。 (使用料の納付) 今後は、法令等に基づ	使用料の徴収漏れがないよう周
	土地	1, 591. 16 m²	高圧電線の下敷	(注1) 1,429,000円	H30. 4. 1 ∼R 3. 3. 31		今後は、法令等に基づき、適正
	(注1) H31.4.1~R2.3.31までにかかる使用料について、使用者へ納入通知書を発行しいなかった。				第2条 行政財産の使用をしようとする者は 使用料を納付しなければならない。 (納付の時期) 第四条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。 【行政財産使用許可書】 第6 使用料は、別に発行する納入通知書により、その定めるところに従って納付しなければならな	な事務処理を行う。	
						(天昌・今和 年 日 口 東致巳・今和三	

監査(検査)実施年月日(委員:令和-年-月-日、事務局:令和元年6月3日から同年7月11日まで)